

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	那覇市高齢者在宅生活支援条例に基づくサービスの減免		
根拠法令及び条項	那覇市高齢者在宅生活支援条例第7条 那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則第8条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 【別紙】 参照		
処分基準 設定年月日	平成12年3月31日	処分基準 最終変更年月日	H18年 4月 1日
所管部署	福祉部 ちゃーがんじゅう 課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

○那覇市高齢者在宅生活支援条例

(利用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

○那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則

(利用料の免除)

第8条 利用者が月の初日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき、又は[那覇市介護保険条例\(平成12年那覇市条例第27号\)第13条第1項](#)の規定により保険料の減免を受けているときは、[条例第7条](#)の規定により当該月に係る利用料を免除する。